

発議第 2 号

庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例

地方自治法第 109 条第 6 項及び庄原市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり条例案を提出する。

令和 5 年 3 月 22 日

庄原市議会議長 様

提出者 議会運営委員会
委員長 堀井 秀昭

(提案理由)

庄原市行政組織条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項の改正を行おうとするものである。

庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例

庄原市議会委員会条例（平成 17 年庄原市条例第 220 号）の一部を次のように改正する。

別表企画建設常任委員会の項所管の欄中「、農業委員会及び水道局」を「及び農業委員会」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案		現 行																			
第1条～第31条 略		第1条～第31条 略																			
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>常任委員会の名称</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務常任委員会</td> <td>総務部、会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議事事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</td> </tr> <tr> <td>教育民生常任委員会</td> <td>生活福祉部、教育委員会及び西城市民病院の所管に属する事項</td> </tr> <tr> <td>企画建設常任委員会</td> <td>企画振興部、環境建設部及び農業委員会____の所管に属する事項</td> </tr> <tr> <td>予算決算常任委員会</td> <td>予算及び決算に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	常任委員会の名称	所管	総務常任委員会	総務部、会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議事事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	教育民生常任委員会	生活福祉部、教育委員会及び西城市民病院の所管に属する事項	企画建設常任委員会	企画振興部、環境建設部及び農業委員会____の所管に属する事項	予算決算常任委員会	予算及び決算に関する事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>常任委員会の名称</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務常任委員会</td> <td>総務部、会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議事事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</td> </tr> <tr> <td>教育民生常任委員会</td> <td>生活福祉部、教育委員会及び西城市民病院の所管に属する事項</td> </tr> <tr> <td>企画建設常任委員会</td> <td>企画振興部、環境建設部、<u>農業委員会及び水道局</u>の所管に属する事項</td> </tr> <tr> <td>予算決算常任委員会</td> <td>予算及び決算に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	常任委員会の名称	所管	総務常任委員会	総務部、会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議事事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	教育民生常任委員会	生活福祉部、教育委員会及び西城市民病院の所管に属する事項	企画建設常任委員会	企画振興部、環境建設部、 <u>農業委員会及び水道局</u> の所管に属する事項	予算決算常任委員会	予算及び決算に関する事項
常任委員会の名称	所管																				
総務常任委員会	総務部、会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議事事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項																				
教育民生常任委員会	生活福祉部、教育委員会及び西城市民病院の所管に属する事項																				
企画建設常任委員会	企画振興部、環境建設部及び農業委員会____の所管に属する事項																				
予算決算常任委員会	予算及び決算に関する事項																				
常任委員会の名称	所管																				
総務常任委員会	総務部、会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議事事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項																				
教育民生常任委員会	生活福祉部、教育委員会及び西城市民病院の所管に属する事項																				
企画建設常任委員会	企画振興部、環境建設部、 <u>農業委員会及び水道局</u> の所管に属する事項																				
予算決算常任委員会	予算及び決算に関する事項																				
<p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>																					